

愛媛労働局と県内6つの金融機関が 「働き方改革に係る包括連携協定」を締結しました！

愛媛労働局は、平成29年12月6日（水）愛媛県内に本店を置く6つの金融機関と、「働き方改革に係る包括連携協定」を締結しました。

労働行政と金融機関が連携し、お互いの得意とする分野を活かすことにより、中小企業・小規模事業者を含めた地域企業の幅広いニーズに的確に対応することが可能となり、生産性向上を加速化し、愛媛県内の働き方改革及び地域振興等を推進することを目的としています。

1 締結先金融機関（愛媛県内に本店を置く銀行及び信用金庫）

株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、
宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫

2 協定締結式

日 時	平成29年12月6日（水） 午前11時から		
場 所	愛媛労働局 会議室 （松山若草合同庁舎6階）		
出席者	株式会社伊予銀行	頭 取	大塚 岩男
	株式会社愛媛銀行	頭 取	本田 元広
	愛 媛 信 用 金 庫	理 事 長	弓山 慎也
	宇和島信用金庫	理 事 長	村尾 明弘
	東 予 信 用 金 庫	理 事 長	横川 明英
	川之江信用金庫	理 事 長	高原 達也
	愛 媛 労 働 局	局 長	濱本 和孝



写真左から

大塚頭取、本田頭取、弓山理事長、濱本局長、村尾理事長、横川理事長、高原理事長